

平成20年1月29日制定

内部管理基本方針

村上信用金庫

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「村上信用金庫行動綱領」とこれに基づく「コンプライアンス基本綱領」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス実施計画」を策定する。
 - (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに各業務部門および営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス委員会との連携を図る。
 - (3) 公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接公益通報統括部署の管理者に報告・相談等を行うことができるよう通報・相談窓口を設置する。
 - (4) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「文書保存取扱規程」および「情報資産管理規程」等の規定に基づき適切に保存・管理する。
 - (2) 理事会、常勤理事会の各議事録は、「理事会規程」、「常勤理事会規程」に基づき作成し、適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
 - (2) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク統括部門」という。)及びリスクカテゴリーごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「統合リスク管理委員会」とする。

- (3) リスク統括部門は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
- (4) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を常勤理事会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4 . 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程（および同付議基準）」および「常勤理事会規程」に定める。
- (2) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常勤理事会、各種委員会および担当理事等の判断に委ねる。

5 . 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、常勤理事会は監事と協議の上、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる。
- (2) 監事を補助すべき職員の配置にあたっては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

6 . 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事との意見交換を実施のうえ決定するものとする。

7 . 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。
ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
理事会及び常勤理事会で決議された事項
当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
経営状況に関する重要な事項
内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

重大な法令・定款違反

公益通報の状況及び内容

その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

8 . その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、職務を適切に遂行するため、理事会、常勤理事会およびその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事または職員に対しその説明を求めることができる。

以 上